

奈良県産業振興総合センター研究費の執行に関する不正防止計画

奈良県産業振興総合センター所長

令和2年3月31日策定

奈良県産業振興総合センター（以下「センター」という。）研究費の不正防止対策に関する実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）第7条の規定に基づき、次のとおりセンター研究費の執行に関する不正防止計画を策定する。

| 区分 | 不正の発生する要因 | 対応する不正防止計画 |
|------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 責任体制 | 研究費の運営・管理に係る者の責任が明確にされていない。 | マニュアルにより責任者等の役割と相互関係を明確にし、職員等に周知する。 |
| 意識の向上 | 研究費が公的資金であるという意識が希薄である。 | 意識向上のためのコンプライアンス研修を行い、行動規範の周知・徹底を図る。 |
| 管理 | 発注・検収等の研究費の管理体制が不十分である。 | 研究費の管理体制を強化する。事務処理手続きを職員に周知する。 |
| 需用費（発注） | 予算の執行が年度末や研究契約の終了時期に集中する。 | 予算の執行状況を検証するとともに、研究計画と実態に齟齬がないか確認する。 |
| 需用費（納品・検収） | 発注者のみが検収確認を行っている。 | 検収は2名以上の確認を行う。 |
| 旅費 | 出張の妥当性、研究目的との整合性・必要性が確認できない。 | 旅行伺いは、旅行目的と拠出予算も明記し、事前に承認を受ける。 |
| 相談窓口 | 研究費の執行について、担当者の判断のみで実施している。 | オープンイノベーション推進室の相談窓口で指導・助言を行う。 |
| 通報窓口 | 内外からの通報（告発）を受ける窓口が分からない。 | 通報に対する体制を整備し、通報窓口を周知する。 |

附 則

この計画は、令和6年4月1日から施行する。